

電波法の一部を改正する法律案の概要

電波利用料の料額を改定するとともに、携帯電話事業者が周波数再編に要する費用を負担することにより早期にサービスを開始できるよう所要の措置を講ずる。

改正内容

1 電波利用料の見直し

(1) 背景

電波利用料については、電波法附則第14項の規定に基づき、3年毎に見直すこととされており、平成23年度が見直しの時期にあたる。

(2) 概要

平成23年度から25年度までに要すると見込まれる電波利用共益費用に基づき、電波利用料の料額を見直す。

※ 電波利用共益費用は、電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波監視等、電波法第103条の2第4項各号に限定列举されている。）の処理に要する費用。

(ポイント)

電波利用料の料額について、電波の経済的価値を一層反映させるため、以下の改定を行う。

① 使用周波数幅に応じて負担する部分を拡大

（広域専用電波の料額：1MHz当たり約8079万円 → 約9515万円）

※ 広域専用電波は、携帯電話事業者等、一の者に専用させることを目的として総務大臣が指定する周波数の電波。

② 無線局数に応じて負担する部分を縮小

（携帯端末の料額：1局当たり250円 → 200円）

2 周波数再編の迅速化

(1) 背景

通信量の増加に対応するためには、既存無線局の周波数変更を含めた大胆な周波数再編を迅速に行う必要がある。

(2) 概要

特定基地局（携帯電話基地局）を新規に開設しようとする者が、既存無線局の周波数変更に必要な費用を負担することによって早期にサービスを開始することができるよう、当該費用の負担に関する事項を開設指針の規定事項及び開設計画の記載事項に追加する。

※ 開設計画の認定制度は、開設計画の認定を受けた事業者のみに、特定基地局の免許の申請を認める制度。

(ポイント)

① 開設指針の規定事項に費用の負担に関する事項を追加

② 開設計画の記載事項に費用の負担の内容及びその支弁方法を追加

③ 開設計画の認定の有効期間の上限を5年から10年に延長

施行期日

公布の日から6月以内の政令で定める日。ただし、周波数再編の迅速化等については、公布の日から3月以内等とする。